

## 発注情報詳細等

件名

「令和4年度 耳鼻咽喉科・歯科検診器具滅菌配送業務委託」

(令和3年12月23日公表分)

横浜市教育委員会事務局人権健康教育部  
健康教育・食育課

## 発注情報詳細等 目次

令和4年度 耳鼻咽喉科・歯科検診器具滅菌配送業務委託の入札について	・ ・ 1
発注情報詳細（物品・委託等）	・ ・ 2
設計書・仕様書等	・ ・ 3
委託契約書・約款等	・ ・ 20
質問書等	・ ・ 32

## 令和4年度 耳鼻咽喉科・歯科検診器具滅菌配送業務委託の入札について

横浜市教育委員会事務局  
人権健康教育部健康教育・食育課

### 1 競争入札に付する事項

別添設計図書のとおり

### 2 設計図書《仕様書》に関する質問

#### (1) 方法

入札参加者は、設計図書等に質問があり、回答を求める場合には、令和4年1月5日(水)午後5時00分(必着)までに、別紙「質問書」様式に準じて質問項目を健康教育・食育課に、電子メールにて提出してください。

#### (2) 質問書の提出先

横浜市教育委員会事務局人権健康教育部健康教育・食育課 生方

電子メールアドレス [ky-kenkokyoiku@city.yokohama.jp](mailto:ky-kenkokyoiku@city.yokohama.jp)

#### (3) 回答

令和4年1月11日(火)までにホームページ上に掲載します。それ以外の方法による回答は行いません。

#### (4) その他

入札後、当該設計図書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

### 3 入札方法

#### (1) 入札及び開札の日時・場所

発注情報詳細のとおり

#### (2) 入札日当日に「公募型指名競争入札指名通知書」の提示がない場合は、入札に参加できません。必ず持参してください。なお、「公募型指名競争入札指名通知書」は再交付できませんので、取扱いに注意してください。

#### (3) 入札方法は、入札参加者が別紙様式による入札書を入札時に直接投函して行います。

#### (4) 一回目の入札で落札しない場合、その場で二回目の入札を行いますので、入札書は二枚用意してください。

#### (5) 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、二回目の入札で落札者がないときには、最低価格を提示した業者と交渉を行い、予定価格内合意した場合に随意契約を行うこととします。

### 4 契約手続きに関する問い合わせ先

健康教育・食育課 保健係 生方 電話 045(671)3275 (直通)

発注情報詳細（物品・委託等）

入札方法	入札書の持参による		
件名	令和4年度 耳鼻咽喉科・歯科検診器具滅菌配送業務委託		
納入／履行場所	設計図書のとおり		
納入／履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで		
入札参加資格	営業種目	—	
	所在地区分	—	
	その他	<p>(1)横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。</p> <p>(2) 令和3、4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において、「その他の委託等：滅菌」に登録があること。</p> <p>(3)学校の指示に基づき、指定した種類・数量の各種器材を、検診実施日の前日までに確実に配送可能であること。また、検診実施日当日に検診器材が緊急に必要なとなった場合は、原則として追加配送等の対応が可能であること。</p> <p>(4)受託者自身の施設において滅菌消毒が可能であること。</p> <p>(5)入札参加意向申出締切から入札日までのいずれかの日において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。</p>	
提出書類	① 公募型指名競争入札参加意向申出書 ② 委託業務経歴書		
設計図書	3ページ以降		
入札参加申込締切日時	令和4年1月14日 午後5時00分 持参または郵送による		
指名・非指名通知日	令和4年1月21日		
質疑締切日時	令和4年1月5日 午後5時00分	回答期限日時	令和4年1月11日 午後5時00分
入札及び開札日時	令和4年1月28日 10時30分		
入札及び開札場所	横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎18階共用会議室 みなと14		
支払い条件	前金払い	しない	部分払い しない
注意事項	この契約は、令和4年度横浜市会計予算が令和3年3月31日までに横浜市会において可決されることを停止条件とする案件です。		
発注担当課	教育委員会事務局健康教育・食育課 電話 045(671)3275		
契約担当課	教育委員会事務局健康教育・食育課		

令和4年度一般会計 歳出第15款7項1目学校保健費 12節(13)調査その他委託料

受付番号	種目番号 —	連絡先	委託担当		
			教育委員会事務局	ふりがな 担当者名	うぶかた ななみ 生方 七海
			健康教育・食育課保健係	電話	671-3275

## 設 計 書

1 委託名 令和4年度耳鼻咽喉科・歯科検診器具滅菌配送業務委託

2 履行場所 市立学校及び滅菌処理設備機関

3 履行期間  期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日

又は期限  期限 平成 年 月 日まで

4 契約区分  確定契約  概算契約

5 その他特約事項

6 現場説明  不要

要 ( 月 日 時 分 場所 )

7 委託概要

8 部 分 払

する ( 12 回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予 定 月	数 量	単 位	単 価	金 額
耳鏡	4～3月	(120,000)	本		(0)
鼻鏡	4～3月	(120,000)	本		(0)
舌圧子(板状)	4～3月	(43,500)	本		(0)
舌圧子(チェルマック)	4～3月	(57,000)	本		(0)
舌圧子(フレンケル)	4～3月	(1,500)	本		(0)
歯鏡	4～3月	(590,000)	本		(0)
探針	4～3月	(50,000)	本		(0)
小 計					(0)
消費税					(0)
合 計					(0)

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額。

※概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む。

委託代金額	¥	0.-
内訳 業務価格	¥	0.-
消費税及び地方消費税相当額	¥	0.-

## 内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 円	金 額 円	摘 要
耳鏡	朝顔・トレルチ	( 120,000 )	本	0	( 0 )	
鼻鏡	和辻・ハルトマン	( 120,000 )	本	0	( 0 )	
舌圧子	板状	( 43,500 )	本	0	( 0 )	
舌圧子	チェルマツク	( 57,000 )	本	0	( 0 )	
舌圧子	フレンケル	( 1,500 )	本	0	( 0 )	
歯鏡		( 590,000 )	本	0	( 0 )	
探針	片針	( 50,000 )	本	0	( 0 )	
小 計					( 0 )	
消費税(10%)					( 0 )	
合 計					( 0 )	

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む。

## 令和4年度 耳鼻咽喉科・歯科検診器具滅菌配送業務委託 仕様書

### 1 目的

学校保健安全法第13条及び同法施行規則第6条に基づき実施する、市立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の耳鼻咽喉科検診及び歯科検診について、HIVやB型肝炎、MRSA（メシチリン耐性黄色ブドウ球菌）等の感染症予防のため、検診器具の適切な消毒を行い、配送・回収することを目的とする。

また、配送、回収及び消毒処理を一連のものとする「センター方式」を採用することで、効率的・効果的に検診器材を活用していくこととする。

### 2 滅菌配送対象検診及び対象者

#### (1) 耳鼻咽喉科検診

小学校及び義務教育学校小学部1・4年生と、その他学年の希望者  
中学校及び義務教育学校中学部1年生と、その他学年の希望者  
高等学校1年生と、その他学年の希望者  
特別支援学校全児童生徒

#### (2) 歯科検診

全学校児童生徒  
各学校任意に実施する臨時検診（全児童生徒の20%相当分）  
就学时健康診断分  
ダブルミラー希望分（必要見込み数の50%相当分）

### 3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 4 委託業務内容

#### (1) 日程調整

4月から6月に行われる「定期健康診断」について、学校における各種検診実施日を集約し、配送及び検診実施後の回収予定表を作成して、すべての学校における検診開始前に、教育委員会へ提出する。

学校から日程の変更等の希望があった場合は、当該学校または教育委員会からの連絡に基づき対応することとする。

7月以降に行われる「臨時検診」について、学校から配送・回収希望があった場合は、適宜、調整して対応する。ただし、「就学时健康診断」については、別途、教育委員会が集約した学校の検診日程に基づき、「定期健康診断」と同様の対応とする。



## (2) 配送・回収

### ア 配送

あらかじめ指定した種類・数量の各種器材について、検診実施日の前日までに、該当校へ配送する。配送の際は名札を着用し、学校側担当者の立会いのもと、器材種類・数量を確認し、その内容を記録するとともに、学校に対して受領証を発行する。

配送後に、種類・数量に変更、不備等がある場合は、速やかに学校の指示に従うものとする。

また、検診実施日当日に緊急で各種機材が必要になった場合には、原則として、追加配送等の対応を行うこととする。追加配送ができない場合には、受託者は近隣の配送拠点に学校が指定した検診器具を用意し、学校が直接受け取ることを可能とすること。

### イ 回収

検診実施後、指定された日に学校から回収する。取扱いの詳細については、原則として配送時と同様とする。

## (3) 滅菌処理

本業務の目的を確実に遂行し、かつ、学校検診に起因する感染症等を発生させないために、オートクレーブによる高圧蒸気滅菌処理を施すこととする。

滅菌処理後、学校への配送に際しては、改めて密封包装すること。

## 5 検査器材等

検査器材については、教育委員会から受託者へ貸与し、その管理は受託者が行うこととする。本業務を受託するにあたり、上記4の項目に係ることのほかに検査器材を移送する必要があるときは、受託者が移送を行い、その費用は受託者が負担することとする。

本業務により取り扱う器材は、原則として下記のとおりとする。

なお、下記によらない器材のうち、学校からの希望等があった場合の取扱いは、教育委員会と協議して決定する。

### (1) 耳鼻咽喉科検診器材

#### ア 耳鏡

朝顔

トレルチ

#### イ 鼻鏡

和辻

ハルトマン  
ウ 舌圧子  
板状  
チェルマック  
フレンケル

(2) 歯科検診器材

ア 歯鏡  
イ 探針（片針）

6 施設・設備管理

受託者は正確な管理・消毒処理を実施するため、施設・設備等の点検整備を定期的に行うこと。

また、必要に応じて、教育委員会職員が、施設・設備等へ立入検査を行うことができる。

7 器材の破損等

学校検診において器材の摩耗等により、使用不可となった器材については、受託者の責任において、器材を処分すること。

なお、これに起因する器材の追加購入等については、原則として教育委員会が行う。

8 その他

本仕様に定めのない事項については、適宜、教育委員会の指示に従うこと。

NO.	郵便番号	所在地	学校名	電話番号
1	230-0011	横浜市鶴見区上末吉一丁目9-1	末吉小学校	045-581-2244
2	230-0004	横浜市鶴見区元宮一丁目13-1	市場小学校	045-505-3551
3	230-0037	横浜市鶴見区向井町3-82-1	潮田小学校	045-501-2129
4	230-0018	横浜市鶴見区東寺尾東台12-1	東台小学校	045-571-0812
5	230-0074	横浜市鶴見区北寺尾四丁目25-1	旭小学校	045-581-4178
6	230-0052	横浜市鶴見区生麦四丁目15-1	生麦小学校	045-501-2270
7	230-0062	横浜市鶴見区豊岡町27-1	豊岡小学校	045-581-3248
8	230-0047	横浜市鶴見区下野谷町2-49	下野谷小学校	045-501-2312
9	230-0036	横浜市鶴見区浜町1-1-1	入船小学校	045-501-3539
10	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央三丁目19-1	鶴見小学校	045-521-9618
11	230-0031	横浜市鶴見区平安町2-9-1	平安小学校	045-501-4244
12	230-0078	横浜市鶴見区岸谷一丁目6-1	岸谷小学校	045-581-3301
13	230-0001	横浜市鶴見区矢向三丁目8-1	矢向小学校	045-581-4672
14	230-0011	横浜市鶴見区上末吉五丁目24-1	上末吉小学校	045-571-1616
15	230-0012	横浜市鶴見区下末吉二丁目25-6	下末吉小学校	045-581-2586
16	230-0077	横浜市鶴見区東寺尾五丁目19-1	寺尾小学校	045-581-7084
17	230-0043	横浜市鶴見区汐入町2-36	汐入小学校	045-501-7862
18	230-0076	横浜市鶴見区馬場七丁目20-1	馬場小学校	045-571-7777
19	230-0071	横浜市鶴見区駒岡三丁目14-1	駒岡小学校	045-581-6263
20	230-0073	横浜市鶴見区獅子ヶ谷一丁目19-1	獅子ヶ谷小学校	045-575-3105
21	230-0076	横浜市鶴見区馬場三丁目21-21	上寺尾小学校	045-585-2961
22	230-0002	横浜市鶴見区江ヶ崎町2-1	新鶴見小学校	045-583-8915
23	230-0004	横浜市鶴見区元宮2-5	市場小学校けやき分校	045-580-0105
24	221-0013	横浜市神奈川区新子安一丁目36-1	子安小学校	045-421-0993
25	221-0832	横浜市神奈川区桐畑17	青木小学校	045-321-3350
26	221-0044	横浜市神奈川区東神奈川二丁目35-1	神奈川小学校	045-441-5656
27	221-0802	横浜市神奈川区六角橋二丁目34-19	神橋小学校	045-491-9493
28	221-0812	横浜市神奈川区平川町11-1	二谷小学校	045-491-8948
29	221-0062	横浜市神奈川区浦島丘16	浦島小学校	045-401-4437
30	221-0051	横浜市神奈川区幸ヶ谷1-1	幸ヶ谷小学校	045-441-3170
31	221-0851	横浜市神奈川区三ツ沢中町4-17	三ツ沢小学校	045-321-5861
32	221-0075	横浜市神奈川区白幡上町11-1	白幡小学校	045-401-4779
33	221-0811	横浜市神奈川区斎藤分町34-1	斎藤分小学校	045-491-8155
34	221-0001	横浜市神奈川区西寺尾二丁目5-1	西寺尾小学校	045-431-1279
35	221-0003	横浜市神奈川区大口仲町460	大口台小学校	045-421-7428
36	221-0801	横浜市神奈川区神大寺三丁目34-1	神大寺小学校	045-491-9478
37	221-0001	横浜市神奈川区西寺尾二丁目15-1	西寺尾第二小学校	045-421-4124
38	221-0801	横浜市神奈川区神大寺三丁目17-1	中丸小学校	045-491-8033
39	221-0863	横浜市神奈川区羽沢町935	羽沢小学校	045-383-1909
40	221-0801	横浜市神奈川区神大寺二丁目9-16	南神大寺小学校	045-481-3066
41	221-0864	横浜市神奈川区菅田町674	菅田の丘小学校	045-472-5803
42	220-0045	横浜市西区伊勢町2-115	戸部小学校	045-231-4515
43	220-0033	横浜市西区東ヶ丘59	東小学校	045-231-4846
44	220-0023	横浜市西区平沼二丁目11-36	平沼小学校	045-322-1951
45	220-0006	横浜市西区宮ヶ谷6-7	宮谷小学校	045-311-2468
46	220-0046	横浜市西区西戸部町1-115	一本松小学校	045-241-7034
47	220-0051	横浜市西区中央二丁目27-7	西前小学校	045-323-1801
48	220-0053	横浜市西区藤棚町2-220	稻荷台小学校	045-231-1822
49	220-0071	横浜市西区浅間台3-237	浅間台小学校	045-311-6648
50	220-0011	横浜市西区高島1-2-3	みなとみらい本町小学校	045-451-1515

NO.	郵便番号	所在地	学校名	電話番号
51	231-0863	横浜市中区諏訪町29	北方小学校	045-621-2966
52	231-0862	横浜市中区山手町36	元街小学校	045-681-7810
53	231-0063	横浜市中区花咲町3-86	本町小学校	045-231-0141
54	231-0845	横浜市中区立野76	立野小学校	045-622-9381
55	231-0806	横浜市中区本牧町1-251	大鳥小学校	045-621-7700
56	231-0851	横浜市中区山元町3-152	山元小学校	045-641-4857
57	231-0825	横浜市中区本牧間門町29-1	間門小学校	045-622-0005
58	231-0822	横浜市中区本牧元町44-1	本牧南小学校	045-622-5721
59	231-0827	横浜市中区本牧和田5-1	本牧小学校	045-621-9097
60	232-0033	横浜市南区中村町1-66	石川小学校	045-261-0743
61	232-0054	横浜市南区大橋町3-49	大岡小学校	045-711-0818
62	232-0002	横浜市南区三春台42	太田小学校	045-231-6890
63	232-0022	横浜市南区高根町2-14	南吉田小学校	045-231-8082
64	232-0013	横浜市南区山王町5-31	日枝小学校	045-261-3764
65	232-0006	横浜市南区南太田町一丁目17-1	南太田小学校	045-731-9001
66	232-0051	横浜市南区井土ヶ谷上町2-1	井土ヶ谷小学校	045-741-5588
67	232-0043	横浜市南区蒔田町1020	蒔田小学校	045-712-2300
68	232-0033	横浜市南区中村町4-269-1	中村小学校	045-261-1985
69	232-0063	横浜市南区中里一丁目6-16	南小学校	045-731-0373
70	232-0071	横浜市南区永田北二丁目6-12	永田小学校	045-741-4515
71	232-0066	横浜市南区六ツ川三丁目4-12	六つ川小学校	045-741-8709
72	232-0061	横浜市南区大岡四丁目10-1	藤の木小学校	045-731-0606
73	232-0075	横浜市南区永田みなみ台6-1	永田台小学校	045-714-4277
74	232-0066	横浜市南区六ツ川三丁目65-9	六つ川台小学校	045-715-3077
75	232-0064	横浜市南区別所六丁目3-1	別所小学校	045-715-2973
76	232-0066	横浜市南区六ツ川二丁目156-1	六つ川西小学校	045-742-6301
77	234-0051	横浜市港南区日野七丁目11-1	日野小学校	045-842-1118
78	233-0012	横浜市港南区上永谷二丁目21-10	永野小学校	045-843-8556
79	234-0052	横浜市港南区笹下三丁目9-1	日下小学校	045-843-7838
80	233-0007	横浜市港南区大久保一丁目6-43	桜岡小学校	045-842-2783
81	233-0003	横浜市港南区港南五丁目6-1	南台小学校	045-842-1479
82	233-0006	横浜市港南区芹が谷三丁目32-1	芹が谷小学校	045-822-4568
83	234-0051	横浜市港南区日野二丁目20-40	吉原小学校	045-843-8143
84	233-0011	横浜市港南区東永谷一丁目36-1	下永谷小学校	045-822-7344
85	233-0001	横浜市港南区上大岡東三丁目11-1	上大岡小学校	045-842-6161
86	234-0056	横浜市港南区野庭町346-2	野庭すずかけ小学校	045-842-3105
87	233-0006	横浜市港南区芹が谷四丁目22-1	芹が谷南小学校	045-823-6351
88	233-0015	横浜市港南区日限山二丁目16-1	日限山小学校	045-841-6561
89	234-0054	横浜市港南区港南台六丁目7-1	港南台第一小学校	045-832-0210
90	234-0055	横浜市港南区日野南六丁目35-1	日野南小学校	045-845-3037
91	234-0056	横浜市港南区野庭町602	下野庭小学校	045-841-9488
92	233-0012	横浜市港南区上永谷一丁目7-5	相武山小学校	045-841-9289
93	233-0016	横浜市港南区下永谷五丁目48-15	永谷小学校	045-823-3341
94	233-0003	横浜市港南区港南台五丁目4-1	港南台第二小学校	045-831-7676
95	234-0054	横浜市港南区港南台二丁目14-1	港南台第三小学校	045-833-0251
96	233-0013	横浜市港南区丸山台三丁目8-1	丸山台小学校	045-843-9631
97	234-0054	横浜市港南区港南台四丁目11-1	小坪小学校	045-832-0617
98	240-0006	横浜市保土ヶ谷区星川三丁目18-1	星川小学校	045-332-2101
99	240-0005	横浜市保土ヶ谷区神戸町129-4	保土ヶ谷小学校	045-332-7095
100	240-0045	横浜市保土ヶ谷区川島町1162	川島小学校	045-371-0757

NO.	郵便番号	所在地	学校名	電話番号
101	240-0035	横浜市保土ヶ谷区今井町981-1	今井小学校	045-351-3392
102	240-0001	横浜市保土ヶ谷区川辺町65-1	帷子小学校	045-335-5896
103	240-0064	横浜市保土ヶ谷区峰岡町1-10	峯小学校	045-331-5302
104	240-0015	横浜市保土ヶ谷区岩崎町22-1	岩崎小学校	045-331-5123
105	240-0023	横浜市保土ヶ谷区岩井町307	富士見台小学校	045-741-4169
106	240-0011	横浜市保土ヶ谷区桜ヶ丘一丁目13-1	桜台小学校	045-341-6848
107	240-0066	横浜市保土ヶ谷区釜台町22-1	常盤台小学校	045-331-4808
108	240-0031	横浜市保土ヶ谷区藤塚町1-1	初音が丘小学校	045-351-1201
109	240-0044	横浜市保土ヶ谷区仏向町845	仏向小学校	045-332-1521
110	240-0042	横浜市保土ヶ谷区上星川町2-51-1	上星川小学校	045-381-7227
111	240-0051	横浜市保土ヶ谷区上菅田町1574-1	新井小学校	045-383-3455
112	240-0043	横浜市保土ヶ谷区坂本町6	坂本小学校	045-332-4322
113	240-0051	横浜市保土ヶ谷区上菅田町1422	上菅田笹の丘小学校	045-382-1161
114	240-0036	横浜市保土ヶ谷区新桜ヶ丘1-22-1	藤塚小学校	045-351-2314
115	240-0024	横浜市保土ヶ谷区瀬戸ヶ谷町243	瀬戸ヶ谷小学校	045-713-8336
116	240-0026	横浜市保土ヶ谷区権太坂二丁目4-1	権太坂小学校	045-742-6311
117	241-0821	横浜市旭区二俣川1-33	二俣川小学校	045-364-5151
118	241-0014	横浜市旭区市沢町781	市沢小学校	045-373-4511
119	241-0004	横浜市旭区中白根一丁目9-1	白根小学校	045-951-2276
120	241-0805	横浜市旭区都岡町4-8	都岡小学校	045-951-2347
121	241-0825	横浜市旭区中希望が丘124	希望ヶ丘小学校	045-391-0117
122	241-0022	横浜市旭区鶴ヶ峰一丁目42	鶴ヶ峯小学校	045-373-6732
123	241-0023	横浜市旭区本宿町16	本宿小学校	045-363-8000
124	241-0834	横浜市旭区大池町66	万騎が原小学校	045-351-5648
125	241-0032	横浜市旭区今宿東町829	今宿小学校	045-951-2240
126	241-0826	横浜市旭区東希望が丘155	東希望が丘小学校	045-364-8282
127	241-0802	横浜市旭区上川井町2913	上川井小学校	045-921-2369
128	241-0822	横浜市旭区さちが丘110-1	さちが丘小学校	045-361-0777
129	241-0831	横浜市旭区左近山1997-2	左近山小学校	045-351-7856
130	241-0816	横浜市旭区笹野台四町目48-1	笹野台小学校	045-362-0450
131	241-0814	横浜市旭区中沢三丁目25-1	中沢小学校	045-361-5886
132	241-0001	横浜市旭区上白根町901	四季の森小学校	045-953-0383
133	241-0804	横浜市旭区川井宿町32-2	川井小学校	045-953-0005
134	241-0005	横浜市旭区白根三丁目33-1	不動丸小学校	045-953-2303
135	241-0002	横浜市旭区上白根二丁目45-1	上白根小学校	045-953-4737
136	241-0833	横浜市旭区南本宿町79	南本宿小学校	045-351-3383
137	241-0815	横浜市旭区中尾一丁目8-1	中尾小学校	045-364-9700
138	241-0823	横浜市旭区善部町4-1	善部小学校	045-364-5155
139	241-0801	横浜市旭区若葉台二丁目14-1	若葉台小学校	045-921-5245
140	241-0034	横浜市旭区今宿南町1879-2	今宿南小学校	045-955-0765
141	235-0015	横浜市磯子区久木町11-1	磯子小学校	045-751-0765
142	235-0033	横浜市磯子区杉田一丁目8-1	杉田小学校	045-771-0649
143	235-0007	横浜市磯子区西町2-46	根岸小学校	045-751-6723
144	235-0011	横浜市磯子区丸山二丁目25-1	滝頭小学校	045-751-0344
145	235-0019	横浜市磯子区磯子台23-1	浜小学校	045-761-0171
146	235-0023	横浜市磯子区森三丁目11-1	屏風浦小学校	045-761-2001
147	235-0033	横浜市磯子区杉田五丁目13-1	梅林小学校	045-773-0341
148	235-0021	横浜市磯子区岡村四丁目7-1	岡村小学校	045-752-3443
149	235-0022	横浜市磯子区汐見台3-6	汐見台小学校	045-761-1561
150	235-0045	横浜市磯子区洋光台一丁目4-1	洋光台第一小学校	045-833-0015

NO.	郵便番号	所在地	学校名	電話番号
151	235-0045	横浜市磯子区洋光台四丁目15-1	洋光台第二小学校	045-833-1271
152	235-0042	横浜市磯子区上中里町548	さわの里小学校	045-773-1211
153	235-0045	横浜市磯子区洋光台二丁目4	洋光台第三小学校	045-833-1200
154	235-0045	横浜市磯子区洋光台六丁目6-1	洋光台第四小学校	045-833-1203
155	235-0023	横浜市磯子区森一丁目4	森東小学校	045-752-1432
156	235-0016	横浜市磯子区磯子五丁目2-1	山王台小学校	045-755-1107
157	236-0022	横浜市金沢区町屋町26-26	金沢小学校	045-781-2402
158	236-0031	横浜市金沢区六浦三丁目11-1	六浦小学校	045-782-5331
159	236-0042	横浜市金沢区釜利谷東六丁目37-1	釜利谷小学校	045-781-2468
160	236-0052	横浜市金沢区富岡西七丁目13-1	富岡小学校	045-773-2440
161	236-0035	横浜市金沢区大道二丁目3-1	大道小学校	045-781-2423
162	236-0021	横浜市金沢区泥亀一丁目21-2	八景小学校	045-781-2434
163	236-0014	横浜市金沢区寺前二丁目21-7	文庫小学校	045-781-3368
164	236-0037	横浜市金沢区六浦東3-2-1	瀬ヶ崎小学校	045-781-2446
165	236-0017	横浜市金沢区西柴四丁目23-1	西柴小学校	045-783-1182
166	236-0052	横浜市金沢区富岡西五丁目49-1	西富岡小学校	045-772-1791
167	236-0033	横浜市金沢区東朝比奈二丁目53-1	朝比奈小学校	045-783-4130
168	236-0046	横浜市金沢区釜利谷西四丁目19-1	西金沢学園小学部	045-784-0921
169	236-0044	横浜市金沢区高舟台一丁目35-1	高舟台小学校	045-783-8012
170	236-0005	横浜市金沢区並木一丁目7-1	並木第一小学校	045-774-0521
171	236-0042	横浜市金沢区釜利谷東二丁目12-1	釜利谷東小学校	045-783-9398
172	236-0005	横浜市金沢区並木一丁目25-1	並木中央小学校	045-771-5102
173	236-0005	横浜市金沢区並木三丁目10-1	並木第四小学校	045-701-3506
174	236-0057	横浜市金沢区能見台三丁目32-1	能見台小学校	045-771-8771
175	236-0045	横浜市金沢区釜利谷南四丁目12-1	釜利谷南小学校	045-782-3630
176	236-0052	横浜市金沢区富岡西一丁目69-1	小田小学校	045-775-3011
177	236-0032	横浜市金沢区六浦町1395-8	六浦南小学校	045-785-3244
178	236-0057	横浜市金沢区能見台六丁目3-1	能見台南小学校	045-785-3408
179	223-0062	横浜市港北区日吉本町一丁目34-21	日吉台小学校	045-561-2042
180	223-0063	横浜市港北区高田町1774	高田小学校	045-591-0700
181	223-0056	横浜市港北区新吉田町3226	新田小学校	045-591-0106
182	222-0000	横浜市港北区太尾町976	大綱小学校	045-542-0027
183	222-0035	横浜市港北区鳥山町814	城郷小学校	045-471-9202
184	222-0011	横浜市港北区菊名二丁目15-1	港北小学校	045-431-8493
185	223-0053	横浜市港北区綱島西三丁目11-1	綱島小学校	045-542-0005
186	222-0011	横浜市港北区菊名五丁目18-1	菊名小学校	045-401-9423
187	222-0022	横浜市港北区篠原東三丁目27-1	篠原小学校	045-401-9532
188	223-0064	横浜市港北区下田町四丁目10-1	下田小学校	045-561-2688
189	222-0003	横浜市港北区大曾根二丁目31-1	大曾根小学校	045-542-1785
190	223-0062	横浜市港北区日吉本町四丁目2-6	日吉南小学校	045-561-7300
191	222-0026	横浜市港北区篠原町1241-1	篠原西小学校	045-431-1413
192	223-0058	横浜市港北区新吉田東6丁目44-1	新吉田小学校	045-542-4814
193	223-0052	横浜市港北区綱島東三丁目1-30	綱島東小学校	045-542-0448
194	222-0002	横浜市港北区師岡町986	師岡小学校	045-542-5805
195	223-0061	横浜市港北区日吉三丁目23-1	矢上小学校	045-563-6500
196	223-0062	横浜市港北区日吉本町二丁目51-1	駒林小学校	045-563-3185
197	223-0065	横浜市港北区高田東二丁目33-1	高田東小学校	045-542-8777
198	222-0000	横浜市港北区太尾町1880	太尾小学校	045-541-7651
199	223-0057	横浜市港北区新羽町1452-2	新羽小学校	045-543-8871
200	223-0053	横浜市港北区綱島西五丁目14-40	北綱島小学校	045-542-9248

NO.	郵便番号	所在地	学校名	電話番号
201	223-0056	横浜市港北区新吉田町491-1	新吉田第二小学校	045-592-6905
202	222-0032	横浜市港北区大豆戸町759	大豆戸小学校	045-543-7911
203	222-0036	横浜市港北区小机町1382-10	小机小学校	045-472-8591
204	223-0051	横浜市港北区箕輪町2-7-1	箕輪小学校	045-565-1150
205	226-0021	横浜市緑区北八朔町1865-3	山下小学校	045-931-2219
206	226-0026	横浜市緑区長津田町2330	長津田小学校	045-981-0155
207	226-0003	横浜市緑区鴨居4丁目7-15	鴨居小学校	045-931-2073
208	226-0017	横浜市緑区新治町768	新治小学校	045-931-2061
209	226-0029	横浜市緑区森の台13-1	森の台小学校	045-931-2047
210	226-0025	横浜市緑区十日市場町1392-1	十日市場小学校	045-981-0420
211	226-0015	横浜市緑区三保町1867	三保小学校	045-931-1026
212	226-0005	横浜市緑区竹山三丁目1-16	竹山小学校	045-932-6394
213	226-0026	横浜市緑区長津田町2469-3	長津田第二小学校	045-984-3620
214	226-0002	横浜市緑区東本郷五丁目40-1	東本郷小学校	045-472-5766
215	226-0012	横浜市緑区上山二丁目5-1	上山小学校	045-933-5501
216	226-0003	横浜市緑区鴨居5-19-1	緑小学校	045-932-6262
217	226-0016	横浜市緑区霧が丘4-3	霧が丘学園小学部	045-921-8002
218	226-0028	横浜市緑区いぶき野14-1	いぶき野小学校	045-985-4701
219	226-0011	横浜市緑区中山町925	中山小学校	045-931-8660
220	226-0021	横浜市緑区北八朔町2031-3	山下みどり台小学校	045-937-0947
221	225-0025	横浜市青葉区鉄町427	鉄小学校	045-971-4016
222	227-0043	横浜市青葉区藤が丘一丁目55-10	谷本小学校	045-973-7109
223	227-0064	横浜市青葉区田奈町51-13	田奈小学校	045-981-0009
224	225-0003	横浜市青葉区新石川一丁目20-1	山内小学校	045-911-0003
225	227-0036	横浜市青葉区奈良町1541-2	奈良小学校	045-962-1063
226	227-0055	横浜市青葉区つつじヶ丘34	つつじヶ丘小学校	045-981-7117
227	225-0002	横浜市青葉区美しが丘2丁目29	美しが丘小学校	045-901-3408
228	227-0034	横浜市青葉区桜台47	青葉台小学校	045-983-1061
229	227-0063	横浜市青葉区榎が丘29	榎が丘小学校	045-983-1067
230	227-0044	横浜市青葉区もえぎ野16	もえぎ野小学校	045-973-4044
231	225-0001	横浜市青葉区美しが丘四丁目31-1	元石川小学校	045-902-1821
232	227-0047	横浜市青葉区みたけ台18	みたけ台小学校	045-971-9921
233	227-0043	横浜市青葉区藤が丘2-30-3	藤が丘小学校	045-971-4121
234	225-0002	横浜市青葉区美しが丘2-25	美しが丘東小学校	045-901-0931
235	225-0024	横浜市青葉区市ヶ尾町1632-1	市ヶ尾小学校	045-973-5722
236	225-0021	横浜市青葉区すすき野1-6-4	嶮山小学校	045-902-7161
237	225-0011	横浜市青葉区あざみ野4-6-1	あざみ野第一小学校	045-902-7152
238	227-0033	横浜市青葉区鴨志田町805-6	鴨志田第一小学校	045-962-2750
239	225-0024	横浜市青葉区市ヶ尾町519	東市ヶ尾小学校	045-973-2590
240	225-0011	横浜市青葉区あざみ野3-29-3	あざみ野第二小学校	045-902-4866
241	227-0033	横浜市青葉区鴨志田町532	鴨志田緑小学校	045-962-2261
242	225-0005	横浜市青葉区荏子田3-8-9	荏子田小学校	045-901-3331
243	227-0034	横浜市青葉区桂台2-36	恩田小学校	045-961-7651
244	225-0003	横浜市青葉区新石川3-12-1	新石川小学校	045-911-6281
245	227-0053	横浜市青葉区さつきが丘8	さつきが丘小学校	045-974-1091
246	225-0014	横浜市青葉区荏田西四丁目5-1	荏田西小学校	045-911-4481
247	227-0034	横浜市青葉区桂台1丁目4	桂小学校	045-961-7211
248	227-0038	横浜市青葉区奈良二丁目29-1	奈良の丘小学校	045-962-5391
249	225-0022	横浜市青葉区黒須田34-1	黒須田小学校	045-972-0755
250	225-0001	横浜市青葉区美しが丘西2丁目48-1	美しが丘西小学校	045-902-0450

NO.	郵便番号	所在地	学校名	電話番号
251	224-0014	横浜市都筑区牛久保東二丁目21-1	中川小学校	045-591-3540
252	224-0034	横浜市都筑区勝田町266	勝田小学校	045-592-3612
253	224-0023	横浜市都筑区東山田三丁目29-1	山田小学校	045-592-3615
254	224-0013	横浜市都筑区すみれが丘34	すみれが丘小学校	045-592-0035
255	224-0037	横浜市都筑区茅ヶ崎南一丁目11-1	茅ヶ崎小学校	045-942-2444
256	224-0001	横浜市都筑区中川一丁目3-1	中川西小学校	045-912-1286
257	224-0053	横浜市都筑区池辺町2831	都田小学校	045-941-2049
258	224-0057	横浜市都筑区川和町1463	川和小学校	045-931-2272
259	224-0043	横浜市都筑区折本町1321	折本小学校	045-942-6664
260	224-0008	横浜市都筑区荏田南町694	荏田小学校	045-911-0149
261	224-0053	横浜市都筑区池辺町2452-1	都田西小学校	045-933-7652
262	224-0006	横浜市都筑区荏田東3-5-1	荏田東第一小学校	045-941-7630
263	224-0007	横浜市都筑区荏田南2-5-2	荏田南小学校	045-942-1040
264	224-0051	横浜市都筑区富士見が丘21-2	川和東小学校	045-942-8130
265	224-0063	横浜市都筑区長坂13-1	茅ヶ崎台小学校	045-942-8510
266	224-0021	横浜市都筑区北山田5-14-1	北山田小学校	045-592-0061
267	224-0001	横浜市都筑区中川六丁目2-1	都筑小学校	045-913-6871
268	224-0029	横浜市都筑区南山田二丁目27-1	南山田小学校	045-593-9491
269	224-0006	横浜市都筑区荏田東1-22-1	つづきの丘小学校	045-944-3461
270	224-0023	横浜市都筑区東山田一丁目4-1	東山田小学校	045-594-4851
271	224-0033	横浜市都筑区茅ヶ崎東2-11-1	茅ヶ崎東小学校	045-943-0802
272	224-0012	横浜市都筑区牛久保一丁目23-1	牛久保小学校	045-912-5700
273	244-0003	横浜市戸塚区戸塚町132	戸塚小学校	045-881-0049
274	245-0052	横浜市戸塚区秋葉町203-2	川上小学校	045-811-9345
275	245-0063	横浜市戸塚区原宿四丁目17-1	大正小学校	045-851-0756
276	244-0817	横浜市戸塚区吉田町88	東戸塚小学校	045-871-1055
277	245-0061	横浜市戸塚区汲沢三丁目6-1	汲沢小学校	045-864-8698
278	244-0802	横浜市戸塚区平戸三丁目48-1	境木小学校	045-822-8670
279	244-0805	横浜市戸塚区川上町63-1	川上北小学校	045-822-0845
280	244-0812	横浜市戸塚区柏尾町1317	柏尾小学校	045-822-0277
281	244-0004	横浜市戸塚区小雀町1845	小雀小学校	045-851-1808
282	244-0002	横浜市戸塚区矢部町1698	矢部小学校	045-871-3408
283	244-0003	横浜市戸塚区戸塚町2790-3	南戸塚小学校	045-881-8669
284	244-0803	横浜市戸塚区平戸町542	平戸小学校	045-821-2329
285	245-0067	横浜市戸塚区深谷町1688-2	深谷小学校	045-852-0211
286	245-0067	横浜市戸塚区深谷町1312-1	横浜深谷台小学校	045-852-0463
287	245-0061	横浜市戸塚区汲沢一丁目16-1	東汲沢小学校	045-861-5531
288	245-0051	横浜市戸塚区名瀬町776	名瀬小学校	045-811-8101
289	244-0803	横浜市戸塚区平戸町1165	平戸台小学校	045-824-4351
290	244-0001	横浜市戸塚区鳥が丘53	鳥が丘小学校	045-864-5131
291	244-0814	横浜市戸塚区南舞岡四丁目15-1	南舞岡小学校	045-823-4120
292	245-0053	横浜市戸塚区上矢部町1463-4	上矢部小学校	045-812-3720
293	244-0801	横浜市戸塚区品濃町504-1	品濃小学校	045-824-0651
294	245-0052	横浜市戸塚区秋葉町392-1	秋葉小学校	045-811-6771
295	245-0065	横浜市戸塚区東俣野町1103-1	東俣野小学校	045-852-6103
296	244-0813	横浜市戸塚区舞岡町534	舞岡小学校	045-824-7327
297	244-0816	横浜市戸塚区上倉田町1426-6	倉田小学校	045-862-3280
298	244-0801	横浜市戸塚区品濃町559	東品濃小学校	045-824-5831
299	244-0003	横浜市戸塚区戸塚町2447-2	下郷小学校	045-862-3826
300	244-0841	横浜市栄区長沼町125-4	豊田小学校	045-881-0275



NO.	郵便番号	所在地	学校名	電話番号
301	247-0015	横浜市栄区中野町16-1	本郷小学校	045-891-6813
302	247-0007	横浜市栄区小菅ヶ谷二丁目22-1	西本郷小学校	045-892-2559
303	244-0844	横浜市栄区田谷町1832	千秀小学校	045-851-6950
304	244-0842	横浜市栄区飯島町771-2	飯島小学校	045-861-1636
305	247-0033	横浜市栄区桂台南一丁目1-1	桂台小学校	045-891-8020
306	247-0008	横浜市栄区本郷台一丁目6-1	本郷台小学校	045-893-4010
307	247-0026	横浜市栄区犬山町6-1	上郷小学校	045-892-2479
308	247-0008	横浜市栄区本郷台四丁目31-1	小菅ヶ谷小学校	045-893-1218
309	247-0014	横浜市栄区公田町354-3	公田小学校	045-891-5518
310	247-0022	横浜市栄区庄戸一丁目15-1	庄戸小学校	045-894-0757
311	247-0002	横浜市栄区小山台一丁目15-1	小山台小学校	045-894-5451
312	247-0006	横浜市栄区笠間町1602-3	笠間小学校	045-892-6602
313	247-0013	横浜市栄区上郷町242-2	桜井小学校	045-893-0140
314	245-0016	横浜市泉区和泉町3721	中和田小学校	045-802-2453
315	245-0003	横浜市泉区岡津町2311	岡津小学校	045-811-4104
316	245-0014	横浜市泉区中田南四丁目4-1	中田小学校	045-802-1902
317	245-0016	横浜市泉区和泉町987	中和田南小学校	045-802-0979
318	245-0018	横浜市泉区上飯田町1331	上飯田小学校	045-802-3545
319	245-0013	横浜市泉区中田東四丁目43-1	東中田小学校	045-802-0511
320	245-0009	横浜市泉区新橋町909	新橋小学校	045-811-2550
321	245-0016	横浜市泉区和泉町4320	和泉小学校	045-803-0023
322	245-0016	横浜市泉区和泉町1436	下和泉小学校	045-803-6301
323	245-0014	横浜市泉区中田南五丁目15-1	葛野小学校	045-803-6401
324	245-0016	横浜市泉区和泉町6211	いずみ野小学校	045-804-0771
325	245-0018	横浜市泉区上飯田町3795	飯田北いちよう小学校	045-802-3441
326	245-0016	横浜市泉区和泉町2868	伊勢山小学校	045-804-1691
327	245-0002	横浜市泉区緑園五丁目28	緑園学園小学部	令和4年度新設
328	245-0006	横浜市泉区西が岡三丁目12-11	西が岡小学校	045-814-3606
329	246-0013	横浜市瀬谷区相沢四丁目1-1	瀬谷小学校	045-301-1025
330	246-0023	横浜市瀬谷区阿久和東四丁目33-1	原小学校	045-362-2020
331	246-0003	横浜市瀬谷区瀬谷町7140	上瀬谷小学校	045-301-0097
332	246-0022	横浜市瀬谷区三ツ境157	三ツ境小学校	045-391-5068
333	246-0034	横浜市瀬谷区南瀬谷一丁目1-1	南瀬谷小学校	045-301-0101
334	246-0021	横浜市瀬谷区二ツ橋町507	二ツ橋小学校	045-364-5122
335	246-0037	横浜市瀬谷区橋戸二丁目41-1	瀬谷第二小学校	045-301-0400
336	246-0013	横浜市瀬谷区相沢二丁目56-1	相沢小学校	045-301-0365
337	246-0015	横浜市瀬谷区本郷三丁目47-5	大門小学校	045-302-5631
338	246-0035	横浜市瀬谷区下瀬谷三丁目58-1	瀬谷さくら小学校	045-303-0803
339	246-0026	横浜市瀬谷区阿久和南四丁目8-2	阿久和小学校	045-364-2612
340	230-0024	横浜市鶴見区市場下町1-1	市場中学校	045-501-4125
341	230-0037	横浜市鶴見区向井町4-83	潮田中学校	045-521-3535
342	230-0012	横浜市鶴見区下末吉六丁目13-1	末吉中学校	045-581-0813
343	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央三丁目14-1	鶴見中学校	045-501-2397
344	230-0074	横浜市鶴見区北寺尾三丁目13-1	寺尾中学校	045-571-4102
345	230-0078	横浜市鶴見区岸谷二丁目1-1	生麦中学校	045-581-3255
346	230-0034	横浜市鶴見区寛政町23-1	寛政中学校	045-511-0666
347	230-0001	横浜市鶴見区矢向一丁目8-24	矢向中学校	045-581-4131
348	230-0075	横浜市鶴見区上の宮一丁目26-33	上の宮中学校	045-582-8801
349	230-0046	横浜市鶴見区小野町6	横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校	045-506-5707
350	221-0072	横浜市神奈川区白幡東町27-1	浦島丘中学校	045-421-6281

NO.	郵便番号	所在地	学校名	電話番号
351	221-0804	横浜市神奈川区栗田谷3-1	栗田谷中学校	045-481-3767
352	221-0802	横浜市神奈川区六角橋五丁目33-1	六角橋中学校	045-481-3521
353	221-0004	横浜市神奈川区西大口141	神奈川中学校	045-431-4779
354	221-0852	横浜市神奈川区三ツ沢下町30-1	松本中学校	045-323-2580
355	221-0001	横浜市神奈川区西寺尾三丁目10-1	錦台中学校	045-401-3644
356	221-0864	横浜市神奈川区菅田町2017	菅田中学校	045-472-2338
357	220-0032	横浜市西区老松町27	老松中学校	045-241-5121
358	220-0073	横浜市西区岡野二丁目14-1	岡野中学校	045-311-3210
359	220-0046	横浜市西区西戸部町3-286	西中学校	045-231-2385
360	220-0001	横浜市西区北軽井沢24	軽井沢中学校	045-311-2523
361	231-0023	横浜市中区山下町241	港中学校	045-681-3618
362	231-0047	横浜市中区羽衣町3-84	横浜吉田中学校	045-261-0905
363	231-0821	横浜市中区本牧原22-1	大鳥中学校	045-621-4500
364	231-0839	横浜市中区仲尾台23	仲尾台中学校	045-621-9600
365	231-0827	横浜市中区本牧和田32-1	本牧中学校	045-623-7094
366	232-0045	横浜市南区東蒔田町1-5	共進中学校	045-711-5091
367	232-0035	横浜市南区平楽1	平楽中学校	045-261-4213
368	232-0018	横浜市南区花之木町2-45	蒔田中学校	045-711-2231
369	232-0066	横浜市南区六ツ川一丁目14	南中学校	045-712-9800
370	232-0064	横浜市南区別所三丁目6-1	南が丘中学校	045-711-1101
371	232-0075	横浜市南区永田みなみ台7-1	永田中学校	045-715-5511
372	232-0066	横浜市南区六ッ川三丁目81-11	六ッ川中学校	045-715-3075
373	232-0061	横浜市南区大岡四丁目44-1	藤の木中学校	045-714-2817
374	233-0004	横浜市港南区港南中央通6-1	港南中学校	045-842-2355
375	233-0012	横浜市港南区上永谷四丁目12-14	上永谷中学校	045-842-3939
376	233-0003	横浜市港南区港南五丁目8-1	笹下中学校	045-841-1333
377	234-0054	横浜市港南区港南台六丁目6-1	港南台第一中学校	045-832-0020
378	233-0006	横浜市港南区芹が谷二丁目7-1	芹が谷中学校	045-823-7551
379	233-0015	横浜市港南区日限山四丁目33-1	日限山中学校	045-841-1158
380	234-0054	横浜市港南区港南台四丁目37-1	日野南中学校	045-832-4726
381	233-0013	横浜市港南区丸山台四丁目1-1	丸山台中学校	045-843-1950
382	233-0011	横浜市港南区東永谷二丁目14-7	東永谷中学校	045-823-9901
383	233-0011	横浜市港南区東永谷二丁目1-1	南高等学校附属中学校	045-822-9300
384	240-0011	横浜市保土ヶ谷区桜ヶ丘二丁目6-1	岩崎中学校	045-331-3663
385	240-0066	横浜市保土ヶ谷区釜台町3-1	保土ヶ谷中学校	045-331-8521
386	240-0002	横浜市保土ヶ谷区宮田町1-100	宮田中学校	045-331-5288
387	240-0023	横浜市保土ヶ谷区岩井町308	岩井原中学校	045-731-5880
388	240-0045	横浜市保土ヶ谷区川島町1208	西谷中学校	045-373-5511
389	240-0051	横浜市保土ヶ谷区上菅田町780	上菅田中学校	045-381-7161
390	240-0053	横浜市保土ヶ谷区新井町43-7	新井中学校	045-382-1477
391	240-0044	横浜市保土ヶ谷区仏向町1167-2	橘中学校	045-335-5991
392	241-0021	横浜市旭区鶴ヶ峰本町三丁目28-1	鶴ヶ峰中学校	045-951-2327
393	241-0836	横浜市旭区万騎が原31	万騎が原中学校	045-391-5514
394	241-0826	横浜市旭区東希望が丘118	希望が丘中学校	045-391-0378
395	241-0001	横浜市旭区上白根町868	上白根中学校	045-952-2033
396	241-0831	横浜市旭区左近山1335-2	左近山中学校	045-351-7713
397	241-0804	横浜市旭区川井宿町32-2	都岡中学校	045-953-2301
398	241-0817	横浜市旭区今宿二丁目40-1	旭中学校	045-364-5112
399	241-0824	横浜市旭区南希望が丘108-8	南希望が丘中学校	045-364-5171
400	241-0032	横浜市旭区今宿東町825	今宿中学校	045-953-0001

NO.	郵便番号	所在地	学校名	電話番号
401	241-0011	横浜市旭区川島町1979	本宿中学校	045-373-0529
402	241-0801	横浜市旭区若葉台一丁目13-1	若葉台中学校	045-921-1060
403	241-0002	横浜市旭区上白根二丁目47-1	旭北中学校	045-955-1131
404	235-0007	横浜市磯子区西町17-13	根岸中学校	045-751-2184
405	235-0033	横浜市磯子区杉田三丁目30-11	浜中学校	045-771-4545
406	235-0021	横浜市磯子区岡村一丁目14-1	岡村中学校	045-751-3140
407	235-0022	横浜市磯子区汐見台1-2-1	汐見台中学校	045-752-3551
408	235-0045	横浜市磯子区洋光台二丁目5-1	洋光台第一中学校	045-833-1270
409	235-0045	横浜市磯子区洋光台六丁目41-1	洋光台第二中学校	045-833-3175
410	235-0023	横浜市磯子区森五丁目22-1	森中学校	045-761-2321
411	236-0042	横浜市金沢区釜利谷東一丁目1-1	金沢中学校	045-781-2414
412	236-0032	横浜市金沢区六浦町一丁目24-4	六浦中学校	045-701-7658
413	236-0035	横浜市金沢区大道一丁目85-1	大道中学校	045-781-2457
414	236-0017	横浜市金沢区西柴一丁目23-1	西柴中学校	045-781-2448
415	236-0052	横浜市金沢区富岡西五丁目46-1	富岡中学校	045-773-1218
416	236-0005	横浜市金沢区並木一丁目6-1	富岡東中学校	045-771-0716
417	236-0046	横浜市金沢区釜利谷西四丁目19-1	西金沢学園中学部	045-784-0921
418	236-0005	横浜市金沢区並木三丁目4-1	並木中学校	045-783-5805
419	236-0045	横浜市金沢区釜利谷南三丁目5-1	釜利谷中学校	045-784-7311
420	236-0052	横浜市金沢区富岡西一丁目73-1	小田中学校	045-775-3801
421	222-0036	横浜市港北区小机町325	城郷中学校	045-471-9203
422	223-0058	横浜市港北区新吉田東5-25-1	新田中学校	045-542-0324
423	223-0062	横浜市港北区日吉本町四丁目9-1	日吉台中学校	045-561-2183
424	222-0037	横浜市港北区大倉山三丁目40-1	大綱中学校	045-542-4422
425	222-0026	横浜市港北区篠原町1342-3	篠原中学校	045-433-2402
426	222-0001	横浜市港北区樽町四丁目15-1	樽町中学校	045-542-8779
427	223-0062	横浜市港北区日吉本町五丁目44-1	日吉台西中学校	045-563-3997
428	223-0057	横浜市港北区新羽町1434-4	新羽中学校	045-542-1683
429	223-0063	横浜市港北区高田町2439	高田中学校	045-591-4183
430	226-0027	横浜市緑区長津田二丁目24-1	田奈中学校	045-981-3101
431	226-0013	横浜市緑区寺山町653-21	中山中学校	045-931-2108
432	226-0025	横浜市緑区十日市場町1501-42	十日市場中学校	045-981-0360
433	226-0003	横浜市緑区鴨居五丁目12-35	鴨居中学校	045-934-3871
434	226-0016	横浜市緑区霧が丘四丁目4	霧が丘学園中学部	045-921-8004
435	226-0004	横浜市緑区鴨居町三丁目39-1	東鴨居中学校	045-931-7398
436	225-0002	横浜市青葉区美しが丘五丁目4	山内中学校	045-901-0030
437	227-0052	横浜市青葉区梅が丘5	谷本中学校	045-973-7115
438	227-0062	横浜市青葉区青葉台二丁目25-2	青葉台中学校	045-983-1062
439	227-0047	横浜市青葉区みたけ台30	みたけ台中学校	045-971-6431
440	225-0002	横浜市青葉区美しが丘三丁目41-1	美しが丘中学校	045-901-6758
441	225-0021	横浜市青葉区すすき野三丁目4-3	すすき野中学校	045-901-5896
442	227-0035	横浜市青葉区すみよし台36-3	奈良中学校	045-962-2753
443	227-0051	横浜市青葉区千草台50-1	緑が丘中学校	045-973-5316
444	227-0044	横浜市青葉区もえぎ野4-1	もえぎ野中学校	045-971-7855
445	225-0011	横浜市青葉区あざみ野一丁目29-1	あざみ野中学校	045-902-4836
446	227-0033	横浜市青葉区鴨志田町536	鴨志田中学校	045-961-3771
447	225-0024	横浜市青葉区市ヶ尾町531-1	市ヶ尾中学校	045-973-3400
448	227-0066	横浜市青葉区あかね台2-8-2	あかね台中学校	045-985-5010
449	224-0027	横浜市都筑区大圃町240	中川中学校	045-592-3701
450	224-0037	横浜市都筑区茅ヶ崎南一丁目10-1	茅ヶ崎中学校	045-941-0601

NO.	郵便番号	所在地	学校名	電話番号
451	224-0001	横浜市都筑区中川二丁目1-1	中川西中学校	045-912-1270
452	224-0053	横浜市都筑区池辺町2818	都田中学校	045-941-2045
453	224-0051	横浜市都筑区富士見が丘21-1	川和中学校	045-941-1361
454	224-0007	横浜市都筑区荏田南二丁目5-1	荏田南中学校	045-942-0960
455	224-0023	横浜市都筑区東山田2-9-1	東山田中学校	045-594-5107
456	224-0025	横浜市都筑区早渕二丁目4-1	早渕中学校	045-593-8841
457	245-0063	横浜市戸塚区原宿四丁目12-1	大正中学校	045-851-3017
458	244-0003	横浜市戸塚区戸塚町4542	戸塚中学校	045-864-1531
459	244-0813	横浜市戸塚区舞岡町226	舞岡中学校	045-822-2722
460	244-0802	横浜市戸塚区平戸三丁目48-2	境木中学校	045-822-8626
461	244-0815	横浜市戸塚区下倉田町950	豊田中学校	045-864-8640
462	245-0051	横浜市戸塚区名瀬町791-6	名瀬中学校	045-812-1601
463	245-0062	横浜市戸塚区汲沢町550-2	汲沢中学校	045-861-5303
464	245-0067	横浜市戸塚区深谷町1071	深谷中学校	045-852-2888
465	245-0052	横浜市戸塚区秋葉町271-3	秋葉中学校	045-811-6773
466	244-0803	横浜市戸塚区平戸町993-4	平戸中学校	045-823-8272
467	244-0003	横浜市戸塚区戸塚町1842-1	南戸塚中学校	045-871-7611
468	247-0005	横浜市栄区桂町84-14	本郷中学校	045-892-2155
469	247-0026	横浜市栄区犬山町6-2	上郷中学校	045-892-2478
470	247-0034	横浜市栄区桂台中5-1	桂台中学校	045-891-2279
471	247-0007	横浜市栄区小菅ヶ谷一丁目29-1	西本郷中学校	045-892-1911
472	244-0842	横浜市栄区飯島町746-1	飯島中学校	045-894-2901
473	247-0002	横浜市栄区小山台一丁目14-1	小山台中学校	045-892-7512
474	245-0003	横浜市泉区岡津町2346	岡津中学校	045-811-4214
475	245-0016	横浜市泉区和泉町4062	中和田中学校	045-802-1302
476	245-0016	横浜市泉区和泉町2221	泉が丘中学校	045-802-8797
477	245-0012	横浜市泉区中田北二丁目20-1	中田中学校	045-803-3771
478	245-0018	横浜市泉区上飯田町2254	上飯田中学校	045-804-0444
479	245-0016	横浜市泉区和泉町6201	いずみ野中学校	045-804-6540
480	245-0004	横浜市泉区領家四丁目3-1	領家中学校	045-811-6641
481	245-0002	横浜市泉区緑園五丁目28	緑園学園中学部	令和4年度新設
482	246-0014	横浜市瀬谷区中央5-41	瀬谷中学校	045-301-0096
483	246-0025	横浜市瀬谷区阿久和西二丁目1-6	原中学校	045-391-0461
484	246-0032	横浜市瀬谷区南台二丁目2-8	南瀬谷中学校	045-301-5131
485	246-0012	横浜市瀬谷区東野130	東野中学校	045-302-1116
486	246-0035	横浜市瀬谷区下瀬谷二丁目16-7	下瀬谷中学校	045-301-4508
487	245-8588	横浜市戸塚区汲沢二丁目27-1	戸塚高校	045-871-0301
488	240-0011	横浜市保土ヶ谷区桜ヶ丘二丁目15-1	桜丘高校	045-331-5021
489	236-0027	横浜市金沢区瀬戸22-1	金沢高校	045-781-5761
490	233-0011	横浜市港南区東永谷二丁目1-1	南高校	045-822-1910
491	230-0076	横浜市鶴見区馬場三丁目5-1	東高校	045-571-0851
492	232-0006	横浜市南区南太田二丁目30-1	横浜商業高校	045-713-2323
493	235-0011	横浜市磯子区丸山一丁目22-21	横浜商業高校別科	045-751-5151
494	231-0023	横浜市中区山下町231	みなと総合高校	045-662-3710
495	230-0046	横浜市鶴見区小野町6	横浜サイエンスフロンティア高校	045-511-3654
496	245-8588	横浜市戸塚区汲沢二丁目27-1	戸塚高校定時制	045-871-0302
497	232-0061	横浜市南区大岡二丁目29-1	横浜総合高校	045-744-1900
498	221-0005	横浜市神奈川区松見町1-26	盲特別支援学校	045-431-1629
499	240-0067	横浜市保土ヶ谷区常盤台81-1	ろう特別支援学校	045-335-0411
500	232-0024	横浜市南区浦舟町3-46	浦舟特別支援学校	045-243-2624

NO.	郵便番号	所在地	学校名	電話番号
501	234-0054	横浜市港南区港南台5-3-2	港南台ひの特別支援学校	045-830-5826
502	240-0051	横浜市保土ヶ谷区上菅田町462	上菅田特別支援学校	045-382-0420
503	247-0007	横浜市栄区小菅ヶ谷三丁目37-12	本郷特別支援学校	045-894-2952
504	234-0053	横浜市港南区日野中央二丁目25-3	日野中央高等特別支援学校	045-844-3015
505	232-0033	横浜市南区中村町4-269-1	中村特別支援学校	045-261-9863
506	241-0801	横浜市旭区若葉台2丁目1-1	若葉台特別支援学校	045-923-1300
507	223-0053	横浜市港北区綱島西5-14-54	北綱島特別支援学校	045-545-0126
508	245-0065	横浜市戸塚区東俣野町1103-1	東俣野特別支援学校	045-851-9631
509	246-0021	横浜市瀬谷区二ツ橋町470	二ツ橋高等特別支援学校	045-391-2131
510	246-0021	横浜市旭区左近山1010-2	左近山特別支援学校	045-352-1580

# 委託契約書

収入印紙添付 欄 (抜粋)	
100万円以下	20円
200万円以下	40円
300万円以下	1千円
500万円以下	2千円
1千万円以下	1万円
5千万円以下	2万円
1億円以下	6万円
5億円以下	10万円
10億円以下	20万円

1 委託名 令和4年度 耳鼻咽喉科・歯科検診器具滅菌配送業務委託

2 履行場所 横浜市立学校及び滅菌処理設備機関

3 契約期間 令和 4 年 4 月 1 日 から 令和 5 年 3 月 31 日 まで

4 契約金額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

課税業者 (うち取引に係る消費税及び地方消費税)

億	千	百	十	万	千	百	十	円

免税業者

5 契約区分  確定契約 [前金払  しない  する ( 分割払 ( 回)  一括払)]

概算契約 [概算払  しない  する ( 分割払 ( 回)  一括払)]

6 部分払  しない  する (12回以内)

7 部分払の基準  基準表のとおり  設計書のとおり

8 分割払の基準  基準表のとおり  設計書のとおり

9 部分払又は分割払の基準表

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)

※単価及び金額は消費税等額を含まない金額

10委託代金の支払場所 横浜市指定金融機関 (市庁内) 横浜市水道局出納取扱金融機関 横浜市交通局出納取扱金融機関

11 契約保証金 免除  \_\_\_\_\_ 円

12 特約条項

上記の委託について、委託者横浜市と受託者 \_\_\_\_\_ とは、おのの対等な立場における合意に基づいて、別紙の約款の条項 (特約条項がある場合、それを含む。) によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者 横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市

契約事務受任者  
横浜市 教育次長

Ⓜ

受託者 所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

Ⓜ

## 委託契約約款

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(内訳書及び工程表)

第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。

- 2 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、

委託者が必要ないと認めるときは、省略することができる。

- 3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(着手届出)

第3条 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要ないと認めるときは、省略することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したもの及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。

- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

- 4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしなにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行



の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。

6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 受託者は、次条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。

（特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も

同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

（監督員）

第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（1）この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

（2）この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（履行の報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。



(支給材料及び貸与品)

第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないことを認めるときは、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。

5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。

6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に適当でないことを認めるときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。

10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。

11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならない。

(設計図書に不適合な場合の措置等)

第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であつて、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。

(2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

(3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

(1) 第1項第1号に該当し 委託者が行う。  
、設計図書を訂正する場合

(2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの

(3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の

履行の内容の変更を伴わないもの

- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

- 2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

- 3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第20条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

第21条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。

- 3 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求する

ことができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前委託代金額及び変動後委託代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前委託代金額及び変動後委託代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 8 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

#### （臨機の措置）

- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
  - 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
  - 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないことと認めら

れる部分については、委託者がこれを負担する。

#### （一般的損害）

第24条 契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。

#### （第三者に及ぼした損害）

第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。
- 3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

#### （契約代金額の変更に代える設計図書の変更）

第26条 委託者は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

#### （中間検査）

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、



委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。

3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(完了検査)

第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項(同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を超過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾

を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。(前金払)

第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。

3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。

4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数

量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、当該履行の追完を求めることができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（委託者の催告による解除権）

第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- (3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないとき又は同条第3項に規定する代金の減額がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（委託者の催告によらない解除権）

第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 第4条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) この契約の履行の全部を完了させることができないこと

が明らかであるとき。

- (3) 受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (9) 第39条又は第40条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受託者が第44条の2第1項各号のいずれかに該当したとき。

第36条の2 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
  - (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。
  - (3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第3号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
  - (5) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。
- 2 受託者が共同企業体の場合にあつては、前項の規定は

その構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合には、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第37条 第35条又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(委託者の任意解除権)

第38条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第35条、第36条及び第36条の2に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(受託者の催告による解除権)

第39条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受託者の催告によらない解除権)

第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上増減(消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。)したとき。

(2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合には、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第41条 第39条又は第40条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(合意解除)

第42条 委託者は、必要があると認めるときは、第35条から

前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第43条 委託者は、第35条、第36条、第36条の2、第39条、第40条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額(第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。

当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の利息を付した額

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。

3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければ



ばならない。

5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。委託者が定める。

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。受託者が委託者の意見を聴いて定める。

8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

(委託者の損害賠償請求等)

第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができないとき
- (2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき
- (3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項第1号の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に關する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。こ

の場合において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。

3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 第35条又は第36条の規定により契約の履行の全部の完了前に契約が解除された場合

(2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人

(3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

5 第1項及び第3項各号に定める場合（第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項各号の規定は適用しない。

（談合等不正行為に対する措置）

第44条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規

定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

（受託者の損害賠償請求等）

第45条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第38条、第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間）

第46条 受託者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、この項「契約不適合期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

7 第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第47条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄



の警察署に提出しなければならない。

- 4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第48条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(概算契約)

第49条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約（以下この条において「概算契約」という。）にあつては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあつては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

- 2 概算契約においては、第44条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第50条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とが協議して定める。

質 問 書

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所  
商号又は名称  
担 当 部 署  
担 当 者 氏 名  
電 話 番 号

契約件名 令和4年度 耳鼻咽喉科・歯科検診器具滅菌配送業務委託

---

上記件名にかかる仕様（設計）書の内容等について、次のとおり質問します。

項目（ページ数等）	質 問 内 容

（注意）仕様（設計）書の内容等について質問がある場合は、この用紙に質問内容を記載し、「発注情報詳細」に記載された質問締切日時までに、健康教育・食育課あてに、電子メールにこの用紙を添付する形で送信すること。

## 公募型指名競争入札参加意向申出書

横浜市契約事務受任者

業者コード  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

次の指名競争入札に参加を申し込みます。

公表日 令和3年12月23日

種目名 「その他の委託：滅菌」

	件 名
1	令和4年度 耳鼻咽喉科・歯科検診器具滅菌配送業務委託
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

**（注意）種目別に提出してください。**

※ 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

## 委 託 業 務 経 歴 書

横浜市契約事務受任者

業者コード

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

契約番号 \_\_\_\_\_ 件名 \_\_\_\_\_

※一般競争入札の場合は、契約番号又は公告番号を記入してください。

上記案件について、次のとおり委託業務経歴があります。

注 文 者	受 注 区 分	件 名	業 務 内 容	契 約 金 額 (千円)	履 行 期 間
	<input type="checkbox"/> 元請 <input type="checkbox"/> 下請				から まで
	<input type="checkbox"/> 元請 <input type="checkbox"/> 下請				から まで
	<input type="checkbox"/> 元請 <input type="checkbox"/> 下請				から まで

※ 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、

交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

(注意) 1 案件ごとに提出してください。

2 設計図書に基づく業務又はこれと同種の業務について、完了したものを記載してください。

なお、注文者は、官公庁・民間を問いません。

3 下請業務等については注文者は元請者を記載し、その下に発注者を（ ）で記載してください。その場合、件名及び業務内容は、下請業務について記載してください。

# 入札（見積）書

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

次の金額で、関係書類を熟覧のうえ、横浜市契約規則を遵守し入札（見積）いたします。

金 額

			億	千	百	十	万	千	百	十	円
--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

件 名 令和4年度 耳鼻咽喉科・歯科検診器具滅菌配送業務委託

(注意)

入札（見積）書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の110分の100に相当する金額を記載すること。

これによらない方法での入札（見積り）を指示された場合は、それに従うこと。

- 1 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。
- 2 「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。